

届書の受付に関する入力情報について

1. 本資料の概要

-別紙2 項番1、項番3、項番9、項番18、項番30、項番39の要件について、届書の受付登録に関する流れを示すものである。

2. 参照資料

なし

3. 留意点

-当資料で提示する各画面は、業務要件をもとにイメージを示したものである。
受託者は、当該画面を参考として、ユーザの操作性、システムの効率性等をより向上させた画面を設計すること。

4 詳細

4-1 受付に係る処理フロー

申請者から提出された届書について、受付登録までの流れを以下に示す。

受付登録の際の入力画面については、「別添1 受付登録に係る画面イメージ」を参照。

- ・紙媒体による届出の場合、スキャナにて読み取られた「仕切り紙(チェックシート)、届書並びに添付書類」の「画像、バーコード並びにQRコードの情報」を、「受付登録画面(仮)」にて確認できるようにする。また、「受付登録画面(仮)」にて届書情報のうち受付に関する情報を入力し、受付登録できるようにする。
- ・電子媒体による届出の場合、スキャナにて読み取られた「仕切り紙(チェックシート)、総括表及び添付書類」の「画像及びQRコードの情報」を、「受付登録画面(仮)」にて確認できるようにする。また、「受付登録画面(仮)」にて電子媒体の読取及び届書情報のうち受付に関する情報を入力し、受付登録できるようにする。
- ・紙媒体による届出及び電子媒体による届出の場合、「受付登録画面(仮)」にて受付登録することで、経過管理ステータスを「受付」の状態とする。
- ・電子申請による届出の場合、受信したデータをもとにシステムにて自動で受付登録を行い、経過管理ステータスを「受付」の状態とする。



